

埼玉全県航空写真利用要綱

(平成四年二月二十二日文書館長決裁)

(趣旨)

第一条 この要綱は、埼玉全県航空写真（以下「航空写真」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(刊行の範囲)

第二条 航空写真の刊行は、次のものについて行うことができる。

- 一 撮影原版フィルムから、密着写真、引伸写真、部分引伸写真及び密着陽画原版を作成すること。
- 二 集成写真原版フィルムから、集成写真図を作成すること。
- 三 集成写真複製縮小フィルムから、密着写真及び引伸写真を作成すること。

(刊行)

第三条 航空写真の刊行を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、県から寄託を受けて航空写真の種板を保管している者（以下「受寄者」という。）が作成した申込書に必要事項を記入のうえ、直接受寄者に依頼するものとする。

(刊行物の利用の制限)

第四条 依頼者は、刊行物を複製し、または刊行物を使用して測量を実施しようとする場合、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に基づく手続きを行わなければならない。

(刊行料金)

第五条 依頼者は、受寄者が定めて埼玉県立文書館が承認した刊行料金を、直接受寄者に納入するものとする。

(その他)

第六条 この要領に定めるもののほか、航空写真の利用に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成五年一月一日から施行する。